

JIS

エタノール（95）（試薬）

JIS K 8102 : 2012

(JRA/JSA)

平成 24 年 3 月 21 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 一般化学技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	中 村 洋	社団法人日本分析化学会
(委員)	井 上 進	一般社団法人日本化学工業協会
	小 森 亨 一	社団法人日本分析機器工業会 (株式会社島津製作所)
	四角目 和 広	一般財団法人化学物質評価研究機構
	嶋 田 圭 吾	一般社団法人日本試薬協会 (米山薬品工業株式会社)
	高 津 章 子	独立行政法人産業技術総合研究所
	田 中 龍 彦	東京理科大学
	田 和 健 次	石油連盟
	中 村 優	地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター
	早 下 隆 士	上智大学
	松 永 孝 治	日本プラスチック工業連盟

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：昭和 26.7.30 改正：平成 24.3.21

官 報 公 示：平成 24.3.21

原 案 作 成 者：一般社団法人日本試薬協会

(〒103-0022 東京都中央区日本橋室町 4-6-7 TEL 03-3279-5055)

財団法人日本規格協会

(〒107-8440 東京都港区赤坂 4-1-24 TEL 03-5770-1571)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会 (部会長 稲葉 敦)

審議専門委員会：一般化学技術専門委員会 (委員長 中村 洋)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット産業基盤標準化推進室 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文.....	1
1 適用範囲.....	1
2 引用規格.....	1
3 種類.....	2
4 性質.....	2
4.1 性状.....	2
4.2 定性方法.....	2
5 品質.....	3
6 試験方法.....	3
6.1 一般事項.....	3
6.2 純度 (C ₂ H ₅ OH) (密度による)	3
6.3 密度 (20 °C)	4
6.4 不揮発物.....	4
6.5 酸 (CH ₃ COOH として) 又は塩基 (NH ₃ として)	4
6.6 重金属 (Pb として)	7
6.7 アルデヒド及びケトン (CH ₃ COCH ₃ として)	8
6.8 1-ブタノール [CH ₃ (CH ₂) ₂ CH ₂ OH] (GC), 1-プロパノール (CH ₃ CH ₂ CH ₂ OH) (GC), 2-プロパノール (CH ₃ CHOHCH ₃) (GC), メタノール (CH ₃ OH) (GC) 及び 3-メチル- 1-ブタノール [(CH ₃) ₂ CHCH ₂ CH ₂ OH] (GC)	9
6.9 硫酸着色物質.....	10
7 容器.....	11
8 表示.....	11
解 説.....	12

まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人日本試験協会（JRA）及び財団法人日本規格協会（JSA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。

これによって、**JIS K 8102:1994** は改正され、この規格に置き換えられた。

なお、平成 24 年 12 月 20 日までの間は、工業標準化法第 19 条第 1 項等の関係条項の規定に基づく JIS マーク表示認証において、**JIS K 8102:1994** によることができる。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

エタノール (95) (試薬)

Ethanol (95) (Reagent)

 C_2H_5OH $FW : 46.07$

序文

この規格は、1951年に制定され、その後8回の改正を経て今日に至っている。前回の改正は1994年に行われたが、その後の試験・研究開発などの技術進歩に対応するために改正した。

なお、対応国際規格は現時点で制定されていない。

1 適用範囲

この規格は、試薬として用いるエタノール (95) について規定する。

2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

- JIS K 0050 化学分析方法通則
- JIS K 0061 化学製品の密度及び比重測定方法
- JIS K 0067 化学製品の減量及び残分試験方法
- JIS K 0114 ガスクロマトグラフィー通則
- JIS K 0117 赤外分光分析方法通則
- JIS K 1107 窒素
- JIS K 8001 試薬試験方法通則
- JIS K 8005 容量分析用標準物質
- JIS K 8034 アセトン (試薬)
- JIS K 8051 3-メチル-1-ブタノール (試薬)
- JIS K 8101 エタノール (99.5) (試薬)
- JIS K 8180 塩酸 (試薬)
- JIS K 8295 グリセリン (試薬)
- JIS K 8371 酢酸ナトリウム三水和物 (試薬)
- JIS K 8480 2,4-ジニトロフェニルヒドラジン (試薬)
- JIS K 8541 硝酸 (試薬)
- JIS K 8563 硝酸鉛 (II) (試薬)
- JIS K 8574 水酸化カリウム (試薬)
- JIS K 8576 水酸化ナトリウム (試薬)
- JIS K 8603 ソーダ石灰 (試薬)